

広域的な観光・交流拠点等形成のための道の駅再編
基盤整備検討事業調査業務仕様書

令和2年（2020年）10月
余市町経済部商工観光課

1. 業務の目的

本町においては、これまでの道の駅再編整備に係る WG での議論や調査により、既設地での道の駅改修・改装が困難であるとの認識のもと、町内での移転・再編への合意形成が進みつつある。本調査により、これまでに集約した整備方針の3つの機能(①広域観光振興及び産業振興のための拠点の形成、②後志地域の交通結節点の形成、③町民の交流の場の形成)を具現化する。そのために町として事業方針決定に資するため、候補地の現況調査や整備効果、配置検討及び概略設計を行いつつ、民間提案制度を明文化し、民間提案を受けるための体制を整え、今後の事業実施につなげる。

2. 業務委託履行期間

契約締結の日から令和3年(2021年)2月26日(金)まで

3. 業務の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 休憩施設、地域振興施設、情報発信施設、バスターミナル、公園等の整備に係る整備効果の検討、配置検討及び概略設計

地域住民、町内事業者及び関係機関などのステークホルダーが、今後、当事業への理解を深められるよう「新たな道の駅」候補地に隣接する道道及び広域農道の交通流量シミュレーション、北後志地域に及ぼす交通動線の変化を踏まえた整備効果の推定、機能をもとにした施設の配置検討、敷地利用や建物の概略設計を行う。

ア. 再編に伴う「新たな道の駅」候補地に接する道道及び広域農道の交通流量シミュレーション

「新たな道の駅」候補地に接する道道753号登余市停車場線及び北後志東部広域農道(通称:フルーツ街道)における、現時点での交通流量を季節、曜日、時間帯及び車種などの条件別に、既存資料を中心に把握する。一方、候補地周辺の後志自動車道、今後供用が見込まれる倶知安余市道路に対し「新たな道の駅」開業が、どのような影響を与えるかについて、上記諸条件別にどのような変化が見られるかについて、定量的に検討する。これらは、国道、道道を所管する機関や高速道路管理会社等の協力を得ながら、効率的に実施し、「新たな道の駅」候補地周辺住民やこれら国道、道道、広域農道沿線住民・事業者等の理解に資するよう(ミクロの視点)、取りまとめを行う。

イ. 北後志地域に及ぼす交通動線の変化予測調査・検討

「新たな道の駅」は、北後志(積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村)と道央各地との結節点である本町のなかでも、高速道路(自動車道)インターチェンジ周辺を候補地とすることから、これまでの交通往来に変化が生じることが十分予想される。このことから、地域住民、町内事業者や周辺自治体を含む関係機関の理解促進に資するよう、季節、曜日及び時間帯などの条件別に、自動車交通の変化を定量的に

予測する。また、自動車交通の変化が公共交通体系に与える影響についても併せて予測する（マクロの視点）。

ウ. 整備効果の推定

「新たな道の駅」本体や動線の変化による新たな消費行動、自動車交通の結節点となることによる現金収入増による、町内への経済波及効果を推定し、ステークホルダーそれぞれが、整備効果を実感できるよう取りまとめを行う。

エ. 整備方針の3つの機能をもとにした施設の配置検討、敷地利用案の策定及び建物の概略設計

これまでに、官民で構成する「道の駅再編整備に係るワーキンググループ」において、集約した

①広域観光振興・産業振興、②後志地域の交通結節点、③町民の交流

の3つの機能より、休憩施設、地域振興施設、情報発信施設、バスターミナル及び公園などに代表される具体的施設を抽出する。一方、農地法（昭和27年法律第229号）及び農業地域振興の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）など想定される土地利用規制に適合する施設配置を検討し、数パターン作成する。これらについて、交通渋滞の防止または軽減を勘案し、集客等の視点を設定したうえで、順位付けを行い、敷地利用案を策定する。策定した敷地利用案に対しては、下記（2）で行う官民の役割分担等調査・検討で得られる結果をもとに、建物の概略設計を行う。

(2) 道の駅の整備・管理運営に係る PPP/PFI 導入可能性検討

「新たな道の駅」候補地に適用可能な PPP/PFI 等官民連携手法について、想定される役割分担等調査・検討を行う。

ア. 「新たな道の駅」候補地に適用可能な PPP/PFI 等官民連携手法に係る想定される役割分担等調査・検討

上記（1）エに掲げる3つの機能より休憩施設、地域振興施設、情報発信施設、バスターミナル及び公園などに代表される具体的施設を抽出し、既存の本町の施設整備状況を踏まえ、PPP/PFI の導入を念頭に、先進事例等を参考に「民」によるもの、「官」が整備すべきものに仕分けを行い、数パターンを作成する。町内既存施設の更新状況や住民ニーズなどの視点を設定したうえで、順位付けを行い、これらを「新たな道の駅」候補地に整備する場合における、工程及び概算費用等を類似の事例を参考にしながら算出する。

イ. PFI 法に基づく民間提案制度を念頭に置いた必要な調査・検討

（2）アに掲げる役割分担等を実現するためにクリアしなければならない法的課題を整理し、必要に応じ、類似事例の課題解決に向けた取組を調査しながら、本町への適用を検討する。

ウ. 民間提案制度要綱及び募集要項の成文化

上記（２）イによる検討を踏まえ、（２）アに掲げる役割分担等を実現するための民間提案制度について、令和３年度早々の募集開始を想定し、本町独自の要綱と募集要項としてとりまとめる。

4. 成果品

本業務における成果品は次の（１）及び（２）に掲げるものとする。なお、提出にあたっては、（３）に掲げる事項に留意すること。

（１）報告書

- ア. 調査報告書 ３部（本体は、日本工業規格A列4版（A4）タテとする。）
- イ. 調査概要版 20部（本体は、A4タテとする。）
- ウ. 上記電子データ 1組（記録媒体DVD-R又はCD-R等に記録したもの）

（２）国土交通省「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業報告書」

- ア. 報告書 ３部（別途指示する国土交通省の報告書フォーマットによる）
- イ. 上記電子データ 3組（記録媒体DVD-R又はCD-R等に記録したもの）

（３）留意事項

本業務は、国土交通省「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」に位置付けられているため、報告書の作成にあたっては、当該募集要領に従い、指定された報告書フォーマットの記載事項に留意の上、分かりやすく整理、作成すること。なお、業務の実施や報告書の作成等にあたり、国土交通省からの情報提供や整理等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

本業務完了後、受注者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

また、本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

5. その他

- （１）本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携をとり、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- （２）受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- （３）受託者は、本業務の実施にあたり、以下の資料を参照すること。
 - ア. 第4次余市町総合計画
 - イ. 余市町観光振興計画
 - ウ. 余市町公共施設等総合管理計画

エ.「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進調査費補助金」申請書類(余市町)

オ. その他、必要と認められる資料

- (4) 本業務は、本町が別途委託して実施する「アイヌ文化拠点施設検討事業業務」による調査・検討の進捗を勘案しつつ、齟齬が生じないよう行うものとする。
- (5) 調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問合せや根拠資料の提出要求があった場合や、会計検査の際等には適宜対応・協力すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議の上で決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。